みよし市広告入り窓口封筒無償提供に関する選定要領

（趣旨）

第１条　この要領は、広告入り窓口封筒（以下「窓口封筒」という。）の無償提供に関し、広告主の取りまとめ、広告原稿の事前確認、広告原稿の校正その他広告主との調整等広告掲載に係る一連の業務を行う無償提供者の決定に当たり、必要な事項について定めるものとする。

（選定業務）

第２条　選定に係る業務を行うため、選定委員を選任する。

２　選定委員は、市民経済部長、市民経済部次長、市民課長、市民情報サービスセンター所長、税務課長、税務課主幹をもって充てる。

３　選定委員は、次条及び第４条に定める方法により選定業務を行う。

（選定）

第３条　選定委員は、「みよし市広告入り窓口封筒無償提供に関する要領」により、応募したものが提出した企画書等について次条に基づき書類審査を行う。

（書類審査）

第４条　書類審査は、別紙に基づき、次に掲げる項目について５段階の絶対評価で採点する。

（１） 企画内容

（２） 実現性

（３） 業務実績

（４） デザイン性

（無償提供者の決定）

第５条　申込事業者のうち、選定委員の採点を合計して、最も数値の高いものを無償提供者として決定し、申込事業者が単独であった場合はその事業者とする。ただし、１０点を満たない採点が３人以上ある場合は、無償提供者としない。また、最も数値の高いものが複数ある場合は、抽選により、無償提供者を決定する。

附則

この要領は、令和元(2019)年７月１日から施行する。

附則

この要領は、令和４(2022)年７月１日から施行する。

附則

この要領は、令和７(2025)年４月１日から施行する。

別紙（第４条関係）

項目	評価の内容	評価基準	得点
企画内容	事業提案書が募集要項に基づいた内容であるかを評価する。	非常に優れている	5
		優れている	4
		普通	3
		やや劣っている	2
		劣っている	1
実現性	事業提案書や申込者の概要からこの業務が遂行できるかどうかを評価する。	非常に優れている	5
		優れている	4
		普通	3
		やや劣っている	2
		劣っている	1
業務実績	申込者が広告主の募集を行い、封筒を納品できる実績を評価する。	非常に優れている	5
		優れている	4
		普通	3
		やや劣っている	2
		劣っている	1
デザイン性	提出された封筒見本からデザイン性を評価する。	非常に優れている	5
		優れている	4
		普通	3
		やや劣っている	2
		劣っている	1